

保健事業実施要領

第5 健康診査

1 総論

(1) 目的

健康診査は、心臓病、脳卒中等生活習慣病を予防する対策の一環として、これらの疾患の疑いのある者又は危険因子をもつ者をスクリーニングするとともに、診査の結果、必要な者に対して、栄養や運動等に関する保健指導や健康管理に関する正しい知識の普及を行うこと、又は医療機関への受診を指導することによって、壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚を図ることを目的とする。

(2) 健康診査の種類

健康診査の種類は、次の診査及び当該診査に基づく指導とする。

- ア 基本健康診査
- イ 歯周疾患検診
- ウ 骨粗鬆症検診
- エ 健康度評価

(3) 診査の結果に基づき、必要な指導を行う。特に、医療機関での受診が必要な者又は生活習慣の改善が必要な者に対しては、個別に指導する。

(4) 対象者

- ア 基本健康診査及び健康度評価については、当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者を対象とする。
- イ 歯周疾患検診については、当該市町村の区域内に居住地を有する40歳及び50歳の者を対象とする。
- ウ 骨粗鬆症検診については、当該市町村の区域内に居住地を有する40歳及び50歳の女性を対象とする。

(5) 実施回数

健康診査は原則として同一人について年1回行う。

(6) 実施についての基本的事項

ア 目標受診率の設定

市町村は、現在の受診率等地域の特性を踏まえ、それぞれ独自の目標受診率を設定し、目標受診率の達成に向けて受診率を向上するよう努める。

イ 実施計画の策定

(7) 健康診査の実施方法、実施時期、実施場所等の実施計画を作成するに当たっては、地域の医師会、歯科医師会等の理解と協力を得るとともに、保健所、医療機関、検診団体等関係機関と十分に調整を図る。

(イ) 健康診査の実施方法、実施時期、実施場所については、地域の実情を十分考慮し、受診しやすい方法、時期、場所を選定する。

(ウ) 健康診査は、実施体制、精度管理の状況等から判断して適当と認められる実施機関に委託することができる。

ウ 実施方法の創意工夫

実施計画の作成に当たっては、一定年齢の者全員に対して通知を行い健康診査を実施するいわゆる「計画健診」の実施及び利用券（受診券）を提示して医療機関において健康診査を受診するいわゆる「利用券方式」による健康診査の実施等の配慮を行う。

エ 周知徹底

健康診査の実施に当たっては、広報や個別の通知等により、その意義や実施の日時、場所、方法等をあらかじめ十分に地域住民に対し周知徹底する。

オ 精度管理及び評価

健康診査の実施に当たっては、健康度評価の結果を事後指導に活用すること、検診データを時系列的に把握することなどに努める。また、検査方法、受診率、受診者の年齢分布、初回受診者の割合、判定結果及び指導区分ごとの割合、事後指導の実施状況等を検討し、健康診査の精度の向上及び維持を図る。

なお、必要に応じて健康診査の実施を委託した機関（以下「受託実施機関」という。）に対して指導を行うとともに、健康診査の結果及び効率について評価する。

カ 市町村は、健康診査が円滑に行われるよう精密検査機関の確保等の体制整備に努める。

(7) 都道府県の役割

ア 都道府県は、市町村が健康診査の実施計画を作成するに当たって、健康診査の実施状況等に関して市町村間の均衡にも配慮しつつ、関連機関との連携を密にして必要な助言及び調整を行う。

イ 都道府県は、市町村が健康診査を実施するに当たって、必要に応じ職員の派遣等技術的な援助を行う。

ウ 都道府県は、常に疾病動向を把握し、市町村の行う健康診査が適切に行われているかを評価し、必要な指導を行う。

エ 都道府県は、受託実施機関に対し、健康診査の質の向上及び維持を図るよう指導する。また、必要に応じ従事者の指導講習を実施する。

オ 都道府県は、市町村の健康診査が円滑に行われるよう、保健所の整備及び精密検診機関の確保等の体制整備に努める。

(8) 受託実施機関の役割

ア 受託実施機関は、健康診査の精度を維持・向上するため、検査機器の保守点検及び整備を行うとともに、血液検査等の標準化に関する管理・点検機構の確立を図る。

イ 受託実施機関は、従事者の資質の向上に努める。

ウ 受託実施機関は、健康診査の結果を速やかに実施主体に報告する。

エ 受託実施機関は、判定に用いた検体やフィルム等を保存する。

オ 受託実施機関は、市町村や都道府県の求めに応じ、健康診査の質の確保を図る上で必要な資料の提出等の協力をしなければならない。

2 基本健康診査

(1) 目的

基本健康診査は、近年の循環器疾患等の動向を踏まえ、これらの疾患又はその危険因子を早期に発見し、栄養や運動等の生活指導や適切な治療と結びつけることによって、これらの疾患等を予防することを目的とする。

(2) 基本健康診査の実施

ア 検査項目及び方法

基本健康診査は、問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、検尿、循環器検査、貧血検査、肝機能検査、腎機能検査、血糖検査及びヘモグロビンA1c検査を実施する。

(7) 問診

現状の症状、既往歴、家族歴、嗜好、過去の健康診査受診状況等を聴取する。

(イ) 身体計測

原則として身長、体重を測定し、比体重等を算定する。

(ロ) 理学的検査

視診、打聴診、腹部触診その他必要な検査を実施する。

(ハ) 血圧測定

聴診法又は自動血圧計により、収縮期血圧及び拡張期血圧を測定する。

(ニ) 検尿

随時に採取した尿について、糖、蛋白、潜血を試験紙を用いて検査する。

(ホ) 循環器検査

① 心電図検査

安静時の標準12誘導心電図を記録する。

② 眼底検査

眼底カメラによりスライド用カラーフィルムを用いて行う。撮影は、右眼の乳頭部位、上耳側動静脈部位、下耳側動静脈部位及び黄斑乳頭を両端におさめた部位の4枚を原則とする。

③ 血液化学検査

血清総コレステロール、HDL-Cコレステロール及び中性脂肪を測定する。

(ヘ) 貧血検査

血液中の赤血球数、血色素量（ヘモグロビン値）及びヘマトクリット値を測定する。

(ニ) 肝機能検査

血清GOT、GPT及びγ-GTPを測定する。

(ホ) 腎機能検査

血清クレアチニンを測定する。

(ロ) 血糖検査

空腹時又は随時の血糖を測定する。

(サ) ヘモグロビンA1c検査

ヘモグロビン中の安定型ヘモグロビンA1cの比率を測定する。

なお、心電図検査、眼底検査、貧血検査及びヘモグロビンA1c検査については医師の判断に基づき選択的に実施する。

イ 訪問基本健康診査

在宅の寝たきり者及びこれに準ずる者に対し、必要に応じ医師及び看護師を派遣し、基本健康診査を行う。検査項目はアに準ずる。

ウ 介護家族訪問基本健康診査

家族等の介護を担う者のうち、訪問による健康診査の実施が必要なものに対して、医師及び看護師を派遣し、基本健康診査を行う。検査項目はアに準ずる。

(3) 検査結果の判定と指導区分

検査結果については、各検査ごとに所定の方法で判定し、指導区分の決定に当たっては、これらの判定結果を総合的に判断し、「異常認めず」、「要指導」及び「要医療」に区分する。

なお、区分に当たっては、年齢、性、生活環境等の個人差について十分配慮する。

(4) 結果の通知

基本健康診査の結果については、指導区分を付し、受診者に速やかに通知する。

(5) 記録の整備

基本健康診査の記録は、氏名、年齢、過去の健康診査の受診状況、各検査結果及び判定結果、基本健康診査の指導区分等を記録する。

また、個別健康教育、健康度評価及び受診指導等の記録と併せて整理するほか、必要に応じて個人票を作成するなどして受診者の記録を一貫して記録し、継続的な保健指導に役立てるものとする。

3 歯周疾患検診

(1) 目的

高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を予防することを目的とする。

(2) 歯周疾患検診の実施

検診の項目は問診及び歯周組織検査とする。

ア 問診

歯周疾患に関連する自覚症状の有無等を聴取する。

イ 歯周組織検査

歯及び歯周組織等口腔内の状況について検査する。

(3) 検診結果の判定

「歯周疾患検診マニュアル」（厚生省）に基づき、「異常なし」、「要指導」及び「要精検」に区分する。

(4) 指導区分

それぞれの指導区分につき、次の内容の指導を行う。

ア 「要指導」と区分された者

問診の結果から、歯みがきの方法等特に改善を必要とする日常生活について指導する。

イ 「要精検」と区分された者

医療機関において精密検査を受診するよう指導する。

(5) 結果の通知

検診の結果については、指導区分を付し、受診者に速やかに通知する。

(6) 記録の整備

検診の記録は、氏名、年齢、住所、検診の結果、指導、歯周疾患検診の指導区分等を記録する。また、必要に応じ、治療の状況や事後の指導その他必要な事項についても記録する。

(7) その他の留意事項

歯周疾患検診は、疾病の発見のみならず、検診の実施により健康自立への意識を高揚させ、実践へ結びつけることにより快適な高齢期を迎えることを目的とするものであることから、健康教育、健康相談及び訪問指導等他の保健事業と有機的な連携を図ることにより、適切な指導等が継続して行われるよう配慮する。

4 骨粗鬆症検診

(1) 目的

骨粗鬆症は骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想されることから、早期に骨量減少者を発見し、骨粗鬆症を予防することを目的とする。

(2) 検診の実施

検診の項目は問診及び骨量測定とする。

ア 問診

運動習慣、食生活の内容等を聴取する。

イ 骨量測定

CXD法、DIP法、SXA法、DXA法、pQCT法又は超音波法等により実施する。

(3) 検診結果の判定

「骨粗鬆症予防マニュアル」（厚生省）に基づき、「異常なし」、「要指導」及び「要精検」に区分する。

(4) 指導区分等

それぞれの指導区分につき、次の内容の指導を行う。

ア 「要指導」と区分された者

食生活指導や運動指導等日常生活上の注意を促すとともに、生活習慣行動の改善指導等の保健事業への参加を指導する。

イ 「要精検」と区分された者

医療機関において精密検査を受診するよう指導する。

(5) 結果の通知

検診の結果については、指導区分を付し、受診者に速やかに通知する。

(6) 記録の整備

検診の記録は、氏名、年齢、住所、検診の結果並びに指導、精密検査の必要性の有無等を記録する。また、必要に応じ、治療の状況や事後の指導その他必要な事項についても記録する。

(7) その他の留意事項

骨粗鬆症検診は、疾病の発見のみならず、検診の実施により健康自立への意識を高揚させ、実践へ結びつけることにより快適な高齢期を迎えることを目的とするものであることから、健康教育、健康相談及び訪問指導等他の保健事業と有機的な連携を図ることにより、適切な指導等が継続して行われるよう配慮する。

5 健康度評価

(1) 目的

個人の生活習慣行動や社会・生活環境等の把握を行うとともに、その評価等を基に生活習慣改善に係る指導を実施することにより、対象者個人の必要性に応じた、計画的かつ総合的なサービスの提供に資することを目的とする。

(2) 対象者

当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者を対象とする。

(3) 健康度評価の種類

健康度評価の種類については、次に掲げるものとする。

ア 生活習慣病の予防に関する健康度評価

イ 介護を要する状態等の予防に関する健康度評価

ウ 生活習慣行動の改善指導

(4) 健康度評価の実施

ア 生活習慣病予防に関する健康度評価

(7) 生活習慣行動質問票の配布

健康手帳の交付時や、健康相談、基本健康診査の実施時等、対象者と保健事業の接点となる機会を幅広くとらえ、生活習慣行動質問票（以下「A票」という。）を配布する。

A票の内容は、総合的な健康度の把握、生活習慣病の危険度の把握等を目的としたものとする。配布の方法は、健康手帳への添付、対象者への郵送、基本健康診査の会場や結果説明会での配布その他の適切な方法とする。

(1) 生活習慣行動の把握及び評価

A票を直接又は郵送等により回収し、その内容を把握する。医師、保健師、管理栄養士その他保健事業に従事する専門家は、A票の回答結果や基本健康診査の結果その他当該対象者の生活習慣行動の把握に資する情報を総合的に評価し、当該対象者にふさわしい保健サービスを提供するための計画を策定する。

イ 介護を要する状態等の予防に関する健康度評価

(7) 社会・生活環境等質問票の配布

健康手帳の交付時、健康相談その他の保健事業の実施時、要介護等認定（介護保険法に規定する要介護認定又は要支援認定をいう。以下同じ。）の結果通知時など、対象者と保健事業との接点となる機会を幅広く

くとらえ、社会・生活環境等質問票（以下「B票」という。）を配布する。

B票の内容は、総合的な生活機能や、介護を要する状態となることの危険度（閉じこもりや転倒の危険度など）の把握等を目的としたものとする。配布の方法は、健康手帳への添付、対象者への郵送、要介護等認定の申請時又は結果通知時における配布その他の適切な方法とする。

(4) 社会・生活環境等の把握及び評価

B票を直接又は郵送等により回収し、その内容を把握する。医師、保健師、管理栄養士その他保健事業に従事する専門家は、B票の結果その他対象者の社会・生活環境等の把握に資する情報を総合的に評価し、当該対象者にふさわしい保健サービスを提供するための計画を策定する。

ウ 生活習慣行動の改善指導

(7) 目的

A票や基本健康診査等の結果、食生活、運動、休養等の生活習慣を改善する必要が認められる者に対して、具体的な行動変容を支援する指導を行い、健全な生活習慣の確立を通じて生活習慣病を予防することを目的とする。

(4) 対象者

- ① 基本健康診査又は骨粗鬆症検診において、「要指導」と判定された者のうち、生活習慣行動の改善指導が必要と評価されたもの。
- ② 基本健康診査又は骨粗鬆症検診において、「要医療」又は「要精検」と判定された者のうち、受診の結果医療の必要はないが生活習慣行動の改善指導が必要と判定されたもの。
- ③ 上記以外で生活習慣予防のために生活習慣行動の改善指導が必要と認められる者。

(4) 指導の担当者

医師、保健師、管理栄養士等とする。

(4) 指導内容

健康度評価（A票に関するもの）や基本健康診査等の結果から判断される健康状態について説明するとともに、生活習慣行動における問題点を指摘し、対象者の状況に即した具体的な生活習慣行動の改善点を指導する。

(4) 実施場所

市町村保健センター、公民館等住民に身近な場所で行うよう配慮するとともに、必要に応じ医療機関等で行う。

(4) 受託実施機関

受託実施機関は、把握された生活習慣及び指導内容を速やかに実施主体に報告する。

(5) 記録の整備

氏名、年齢、健康度評価の方法及びその後のサービスの活用状況等を個人ごとの記録票に記録する。生活習慣行動の改善指導については、指導内容の要点についても記録する。

(6) 実施上の留意事項

健康度評価は、質問票の交付の機会及びその内容、評価の手法、他の保健事業への活用法などの多様性にかんがみ、各市町村において、自らの創意工夫を生かして実施することが重要である。また、健康度評価の結果については、実施した保健活動を対象者個人ごとに又は地域全体として評価する際の指標とするなど、その活用について工夫することが望ましい。

健康度評価を実施した者に対しては、健康教育、訪問指導等他の保健事業が継続して行われるように配慮する。なお、必要に応じ食生活改善推進員等のボランティアの協力を得るものとする。

6 受診指導

(1) 目的

基本健康診査の結果「要医療」と判定された者、歯周疾患検診又は骨粗鬆症検診の結果「要精検」と判定された者について、医療機関への受診を指導することにより、的確な受診が確保されることを目的とする。

(2) 対象者

- ア 基本健康診査において「要医療」と判定された者
- イ 歯周疾患検診において「要精検」と判定された者
- ウ 骨粗鬆症検診において「要精検」と判定された者

(3) 受診指導の実施

ア 指導の内容

対象となる者に対して医療機関への受診を指導する。

イ 結果等の把握

医療機関との連携のもとに、受診結果等について把握に努める。

(4) 記録の整備

受診指導及びその後の受診状況の記録は、診査の記録に合わせて記録し、継続的な保健指導に役立てる。

様式1

(参考例)

健康度評価のための質問票 (A票)

年齢 () 歳 性別 ()

1. 体重について

1.1 18~20歳頃の体重に比べてどの位変動しましたか

増加した () Kg 減少した () Kg

1.2 この半年での体重の変動はどうか

2Kg以上増加した () Kg 変動なし 2Kg以上減少 () Kg

2. 飲酒について

2.1 現在の飲酒について 飲む 飲まない

2.2 飲む量について(次の飲み物の中で、該当するものに一つ○をつけて下さい)

酒の種類

ビール大瓶 ビール中瓶 ビール小瓶

ビール350ml缶 ビール500ml缶 日本酒(合)

焼酎(杯) ワイン(杯) ウィスキーシングル(杯)

ウィスキーダブル(杯) ブランデー(杯)

上のものを1日にどのくらい飲みますか ()

2.3 週に何日飲みますか () 日

3. 喫煙について

3.1 現在の喫煙について 吸っている 過去に吸っていた 吸わない

3.2 吸い始めた年齢は () 歳

3.3 たばこをやめた年齢は () 歳

3.4 1日の喫煙本数は () 本

3.5 禁煙することに関心がありますか。 はい いいえ

3.6 今後6ヶ月以内に禁煙しようと考えていますか はい いいえ

3.7 今後1ヶ月以内に禁煙しようと考えていますか はい いいえ

4. 運動について

4.1 運動不足と思いますか 思う 思わない

4.2 1日におよそ何分くらい歩いていますか () 分

4.3 仕事以外に、汗をかくような運動を行いますか。

週に () 回する しない

5. 食事について

5.1 食事の速度は 早いほうである それほどでない

5.2 おなか一杯食べる方である そうである それほどでない

5.3 食事の規則性は 規則正しい それほどでない

6. 甘いものについて よく食べる 食べない

7. 脂分の多い食事について 好んで食べる そうでもない

8. 塩味について 濃い方である ふつう 薄味にしている

9. 睡眠について 熟睡感がある 寝不足を感じる

10. 歯磨きについて 毎食後に磨く 1日1回は磨く 1回も磨かないことがある

(参考例)

健康度評価のための質問票 (B票)

手的自立 (IADL)

- | | | |
|-------------------------|-------|--------|
| 1. バスや電車を使って一人で外出できますか | 1. はい | 0. いいえ |
| 2. 日用品の買い物ができますか | 1. はい | 0. いいえ |
| 3. 自分の食事の用意ができますか | 1. はい | 0. いいえ |
| 4. 請求書の支払いができますか | 1. はい | 0. いいえ |
| 5. 銀行預金 郵便貯金の出し入れができますか | 1. はい | 0. いいえ |

知的能動性

- | | | |
|--------------------------|-------|--------|
| 6. 年金などの書類が書けますか | 1. はい | 0. いいえ |
| 7. 新聞を読んでいますか | 1. はい | 0. いいえ |
| 8. 本や雑誌を読んでいますか | 1. はい | 0. いいえ |
| 9. 健康についての記事や番組に関心がありますか | 1. はい | 0. いいえ |

社会的役割

- | | | |
|--------------------------|-------|--------|
| 10. 友達の家を訪ねることがありますか | 1. はい | 0. いいえ |
| 11. 家族や友達の相談にのることがありますか | 1. はい | 0. いいえ |
| 12. 病人を見舞うことができますか | 1. はい | 0. いいえ |
| 13. 若い人に自分から話かけることがありますか | 1. はい | 0. いいえ |



検査注意事項

検査を受けられる方は、検査を指定された日時は、必ず守り検査当日は朝食、昼食、牛乳、たばこ、その他飲食をなさらずに、健康保険被保険者証をご持参のうえご来院(所)ください。

健康調査票

この調査は、あなたの健康を守り生活を明るく楽しくするためのものですので、率直にお答え下さい。

(秘密は厳守いたします)

受診回数 回

ふりがな
氏名
郵便番号
現住所
電話番号
事業所名
電話番号

明治 昭和
生年月日 大正 昭和
年 月 日生
男・年齢(才)
女

職種(具体的にくわしく)

()

A) あなたは、下に書いた病気にかかった事がありますか、もしかかったことがあれば病気の名前の前に○をつけて下さい。又大体いつ頃にかかったか余白に書いて下さい。

(例) ⑤高血圧 昭和 年頃
⑬糖尿病 治療中

- 1) 肺結核、肋膜炎
- 2) 肺炎
- 3) 喘息
- 4) リウマチ
- 5) 高血圧
- 6) 狭心症
- 7) 胆石症、胆嚢炎
- 8) 慢性胃炎、胃下垂
- 9) 胃潰瘍
- 10) 十二指腸潰瘍
- 11) 腎臓病、腎盂炎
- 12) 肝臓疾患
- 13) 心臓病、弁膜症
- 14) 糖尿病
- 15) 貧血症
- 16) 神経痛
- 17) 手術(手術名)
- 18) 外傷()
- 19) その他

B) あなたの親兄弟で下に書いた病気にかかった方があればそのところに○をつけて下さい。なお、どなたののかも書いて下さい。

- 1) 結核
- 2) 高血圧(脳卒中、半身麻痺)
- 3) 癌
- 4) 喘息
- 5) 糖尿病
- 6) 腎臓病
- 7) 結石症

裏面にも記入して下さい

C) 次の質問について、該当する事項に○をつけて下さい。

- 1) 現 在 (ア) 健康だと思ふ (イ) どこかに異常があると思ふ
- 2) 嗜 好 品 (ア) たばこ (1日約 本) (イ) 飲酒 (毎日、時々、のまない)
(ウ) お茶、コーヒーを沢山のむ (エ) 食物の好み ()
- 3) 便 通 (ア) 1日 回 (イ) 便秘しやすい (ウ) 下痢しやすい (エ) 痔がある
- 4) 体 重 (ア) 殆ど変わらない (イ) 最近太った (ウ) 最近やせた
- 5) 仕 事 (ア) 重労働 (イ) 中労働 (ウ) 軽労働 (エ) 事務 (オ) 残業が
多い (カ) 通勤がひどい
- 6) 検査の経験 (ア) 人間ドック (イ) 生活習慣病予防検査 (ウ) その他 ()
- 7) 循 環 器 (ア) 血圧をはかってもらったことがある (高い、普通、低いといわれた)
(イ) 息ぎれがしたりどろきがしやすい (ウ) 脈が乱れる
(エ) 胸がおさえつけられたり、しめつけられたりする
(オ) 手足や顔がむくむことがある
(カ) 夜中に排尿回数が多い (回)
- 8) 呼 吸 器 (ア) カゼをひきやすい、カゼをひくと長くかかる
(イ) せきやたんがよく出る (ウ) 夜ゼイゼイする (エ) ノドが
はれる (オ) 鼻がつまる
- 9) 消 化 器 (ア) 食欲がない (イ) よく胃をこわす (ウ) むねやけがする
(エ) はきけがする (オ) 食後に胃がはる、もたれる
(カ) 胃がいたむ (食事のあと、空腹のとき、いつも、つよい、にぶい)
(キ) かがみこまなければならぬほど胃が痛むことがあった
(ク) 下腹部が時々痛む、おなかがはる
(ケ) 下痢と便秘が交互する
(コ) ①大便の中に血がまじることがある ②黒い大便がでることがある
(サ) 歯槽膿漏がある
- 10) 神 経 系 (ア) ひどく頭が重かったり痛んだりする (イ) からだがカッと熱
くなったりゾクゾクしたりする (ウ) 急に目まいがする
(エ) 上を向くとフラフラする (オ) どこかシビレていたりピリピ
リしていることがある (カ) 耳鳴りがする (キ) 耳が遠い
(ク) 目が疲れる、目がかすむ
(ケ) 寝つきが悪い (コ) いらいらする、何か不安を感じる
- 11) 運 動 系 (ア) 関節がときどきはれて痛む (イ) 腰が痛んでつらい
(ウ) 肩や背すじがはって仕事が続けられない
(エ) よく手足がつることがある
- 12) そ の 他 (ア) いつも体が疲れ易くだるい (イ) 口が渴いて水分を多くとる
(ウ) 「できもの」が多くて困る
(エ) ①尿に血がまじることがある ②排尿の際痛みがある ③排尿
に時間がかかる ④尿線が細い
(オ) ①月経以外に出血がある ②月経 (順、不順、ない)
③帯下 (おりもの) あり、なし
(カ) 出産回数 (回) 流産回数 (回)
死産回数 (回) 人工流産回数 (回)

健診結果は、社会保険健康事業財団支部に所属する保健師による、健診事後指導を受ける時に限り使われます。目的以外の使用はいたしません。また、プライバシーの保護には万全を期します。

写

老老発第0401001号

平成14年4月1日

各 { 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
保健所設置市(区)長 }

老人保健事業主管部(局)長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長

「老人保健法による健康診査について」の一部改正について

今般、「保健事業実施要領の一部改正について」（平成14年4月1日老発第0401002号厚生労働省老健局長通知）により保健事業実施要領の一部が改正されたことに伴い、平成14年4月13日老健第88号本職通知の一部を下記のとおり改正し、平成14年4月1日から適用することとしたので、了知の上、貴管内市町村及び関係団体等に対し周知徹底及び適切な助言等をお願いする。

記

1の(2)中「WHOの本態性高血圧分類」を「日本高血圧学会の分類」に、「判定区分」を「区分」に、「境界域高血圧」及び「高血圧」を「正常高値」、「軽症高血圧」、「中等度高血圧」及び「重症高血圧」に改める。

2の(1)のア中「最大血圧」を「収縮期血圧」に、「最小血圧」を「拡張期血圧」に改める。

2の(4)のアの(ア)中「140mg/dl」を「126mg/dl」に改め、「95mg/dl以上120mg/dl未満(全血)」を削り、同(イ)中「120mg/dl以上180mg/dl未満(全血)」を削る。

3に後段として次のように加える。

なお、循環器疾患に関しては、「保健事業第4次計画推進のための技術的事項に関する調査研究事業－循環器疾患の指導区分に関する検討－」（平成13年3月財団法人日本公衆衛生協会）を参考とすること。

(参考：改正後全文)

基本健康診査

1 判定方法等

基本健康診査の検査項目の判定法等は以下のとおりである。

(1) 身体計測

判定に当たっては、「肥満とやせの判定表・図」(厚生省)等を参考とする。

(2) 血圧測定

測定手技については、「循環器疾患診断手技」(社団法人日本循環器管理研究協議会(以下「日循協」という。)編)を参考とし、判定に当たっては、日本高血圧学会の分類を参考とし、区分は、「正常血圧」、「正常高値」、「軽症高血圧」、「中等度高血圧」及び「重症高血圧」とする。

(3) 検尿

測定手技及び判定については、「循環器疾患診断手技」(日循協編)等を参考とする。

(4) 心電図検査

判定に当たっては、「心電図判定基準」(日循協編)等を参考とする。

(5) 眼底検査

手技については、「循環器疾患診断手技」(日循協編)等を参考とし、判定に当たっては、「眼底所見判定基準」(日循協編)を参考とする。

なお、散瞳剤の点眼を行う場合には、緑内障、伝染性眼疾患等を問診によって確認し、副作用等の事故防止を図る。

(6) 貧血検査

判定に当たっては、検査値より算定した平均赤血球容積(MCV)、平均赤血球血色素量(MCH)及び平均赤血球血色素濃度(MCHC 又は MCC)を参考とする。

(7) 血糖検査(グルコース)

測定手技及び判定については、平成8年6月28日付老健第171号本職通知の別添「糖尿病に関する検査の取扱要領」を参考とする。

(8) ヘモグロビンA1c検査

本職通知の別添「糖尿病に関する検査の取扱要領」を参考とする。

2 選択実施項目の選定

選択実施項目の選定に当たっては、次の基準に該当する者について特に配慮するとともに、受診者の性、年齢等についても配慮する。

(1) 心電図検査

- ア 収縮期血圧 140mmHg 以上又は拡張期血圧 90mmHg 以上の者
- イ 循環器疾患の自覚症状、既往歴又は家族歴を有する者
- ウ 喫煙歴(概ね一日 20 本以上)又は飲酒歴(概ね 1 日日本酒 2 合、ビール 2 本、ウイスキーダブル 2 杯以上)を有する者
- エ 肥満
- オ 不整脈又は心雑音の認められる者
- カ 尿糖陽性又は尿蛋白(+)以上の者

(2) 眼底検査

心電図検査の対象者のうち医師が必要と認める者

(3) 貧血検査

貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者

(4) ヘモグロビン A1c 検査

ア 原則として、血糖検査の結果が以下の(ア)又は(イ)のいずれかの基準に該当する者に対して実施すること。

(ア) 空腹時血糖値が次に該当する者

110mg/dl 以上 126mg/dl 未満(血漿又は血清)

(イ) 随時血糖値が次に該当する者

140mg/dl 以上 200mg/dl 未満(血漿又は血清)

イ 前記基準に該当しないが、糖尿病の自覚症状、既往歴又は家族歴を有する者、肥満の認められる者及び尿糖陽性の者等医師が必要と認める者についても、ヘモグロビン A1c 検査を実施すること。

3 指導区分

「要指導」及び「要医療」と区分された者については、循環器疾患、貧血、肝疾患、腎疾患及び糖尿病のいずれの疾患に関連して区分されたものであるかを明確にしておく。

なお、循環器疾患に関しては、「保健事業第 4 次計画推進のための技術的事項に関する調査研究事業 -循環器疾患の指導区分に関する検討-」(平成 13 年 3 月財団法人日本公衆衛生協会)を参考とすること。



老老発第0401002号
平成14年4月1日

各 { 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
保健所設置市(区)長 } 老人保健事業主管部(局)長

厚生労働省老健局老人保健課長

糖尿病に関する検査の取扱要領の一部改正について

糖尿病に関する検査の取扱要領については、「糖尿病に関する検査の取扱いについて」(平成8年6月28日老健第171号本職通知)によりこれを通知したところであるが、今般、「老人保健法による健康診査について」の一部改正について(平成14年4月1日老老発第0401001号本職通知)により基本健康診査に係る取扱いの一部が改正されたことに伴い、その一部を下記のとおり改正し、平成14年4月1日から適用することとしたので、了知の上、貴管内市町村及び関係団体等に対し周知徹底及び適切な助言等をお願いする。

記

第3の1の(1)中「140mg/dl」を「126mg/dl」に改め、「95mg/dl以上120mg/dl未満(全血)」を削り、同(2)中「120mg/dl以上180mg/dl未満(全血)」を削る。

第4の3の(2)中「が、簡易血糖測定器による簡易血糖測定法を用いても差し支えないこと。なお、簡易血糖測定器の場合、全血血糖値と血漿^{しょうじょう}血糖値を表示する2種類の機種があり、注意を要すること」を削る。

第4の4の(2)中「以下「HPLC法」という。」を「HPLC法」に改め、①から③までを削る。

第5の1の表の「異常認めず」の区分中「(全血 95mg/dl 未満)」及び「(全血 120mg/dl 未満)」を削り、「5.6%」を「5.5%」に改め、同「要指導」の区分中「5.6%」を「5.5%」に、「6.0%」を「6.1%」に改め、同「要医療」の区分中「140mg/dl」を「126mg/dl」に改め、「(全血 120mg/dl 以上)」及び「(全血 180mg/dl 以上)」を削り、「6.0%」を「6.1%」に改める。

第5の1の図の空腹時血漿^{しょう}血糖値に係る図中「140」を「126」に、「5.6」を「5.5」に、「6.0」を「6.1」に改め、同随時血漿^{しょう}血糖値に係る図中「5.6」を「5.5」に、「6.0」を「6.1」に改める。

第5の2の表の「異常を認めず」の区分中「(全血 95 未満)」及び「(全血 120 未満)」を削り、同「要指導」の区分中「140 未満」を「126 未満」に改め、「(全血 95 以上 120 未満)」及び「(全血 120 以上 180 未満)」を削り、同「要医療」の区分中「140」を「126」に改め、「(全血 120 以上)」及び「(全血 180 以上)」を削る。

第6中「具体的な方法については、「糖尿病検診マニュアル」(厚生省)」を「「保健事業第4次計画推進のための技術的事項に関する調査研究事業—糖尿病の指導区分に関する検討—」(平成13年3月財団法人日本公衆衛生協会)」に改める。